

# 立命館大学学友会会計規程

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 本規程は、立命館大学学友会（以下、「本会」という）会則第四十条に基づき、本会の会計について定め、正確かつ迅速な会計処理を図り、もって業務の能率的運営と本会の発展に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、本会及び本会に所属する全団体の会計業務について適用する。

### (会計の原則)

第三条 本会の会計は、法令及び本規程の定めにより処理を行い、真実かつ明瞭に財政状態を表示するものでなければならない。

2 本会の会計年度は四月から三月末である。

3 本会計は、会計年度の会計処理が終了次第、収支の公開を行わなければならない。

### (注意義務)

第四条 何人も、会計業務に関して、本会及び関係する諸機関に対し経済的損失又は不都合を与えることの無いよう、万全の注意を払わなければならない。

### (会計責任者)

第五条 本会の会計責任者は、立命館大学学友会会則第十条に定める中央事務局長をもって充てる。

### (機関)

第六条 削除

## 第二章 会計担当者

### (会計担当者)

第七条 本会所属の団体は、専任の会計担当者を置かななければならない。

2 会計担当者は、本会の会員でなければならない。

### (兼任の禁止)

第八条 会計担当者は、本会所属の団体の会計担当者を兼任することはできない。

(任期)

第九条 会計担当者の任期は、各団体の定めによる。

(会計業務)

第十条 会計担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一、会計書類の作成及び保管
- 二、請求書、領収書、出入金伝票、出金依頼やその他の会計関係書類の保管
- 三、預金通帳の保管
- 四、決算の作成
- 五、その他会計に必要な一切の事項

(引継)

第十一条 会計担当者が交代する際は、一切の会計書類を後任担当者に渡さなければならない。

### 第三章 予算

(予算の原則)

第十二条 学友会費による予算は、本会の設立目的に沿い、本会の事業と密接な関連をもって、明確な方針に基づき編成されなければならない。

(予算期間)

第十三条 予算期間は、会計年度単位とする。

(予算の編成)

第十四条 予算は、中央委員会で審議し、承認されなければならない。

2 予算の補正も、前項の手続きによる。

(予算の公布)

第十五条 予算が決定又は変更したときは、会計責任者は直ちにこれをしかるべき場所に掲示し、また関連諸機関に提出しなければならない。

(予算の執行)

第十六条 予算の執行にあたっては、計上された予算の目的に沿い、それに要する最小限の経費で最大限の効果をあげるよう努めなければならない。

（予算の変更）

第十七条 削除

## 第四章 決算

（決算）

第十八条 削除

（中央委員会構成団体及び公認団体の決算）

第十九条 中央委員会を構成する団体（以下、「中央団体」という）及び公認団体は、学友会費を使用した場合は月次決算又は行事決算の作成及び提出を行う。月次決算は、財務部が指定する期日までに、中央団体は財務部へ、公認団体は所轄の課外本部へ提出をしなければならない。ただし、当該年度の決算の最終提出締切りについては、「立命館大学学友会と学校法人立命館との学友会費財政処理業務にかかわる経理事務委託契約書」又はそれに準ずる大学と本会が締結した契約内容に即して設定する。期限内に提出できない場合は、その旨を財務部又は所属課外本部に報告しなければならない。

第二十条（削除）

（行事決算）

第二十一条 第十九条に定める外、行事を行った団体は行事ごとに決算を作成することができる。

2 行事決算は、中央事務局財務部（以下、「財務部」とする。）が指定する期間内に行う。期間内に提出できない場合は、その旨を財務部又は所属課外本部に報告しなければならない。

3 最終締切りについては十九条の規定を準用する。

（決算の確定）

第二十二条 決算は、別に定める形式及び方法に則って処理された収支報告書を中央委員会に提出し、承認をされた時をもって、確定したものとする。

2 決算を確定させるにあたり、第二十五条に基づき会計監査委員会の監査を受けなければならない。

## 第五章 会計監査

（会計監査委員会）

第二十三条 会計業務について、誤謬、脱漏又は不正がないかを確認し、会計業務が誠実に行われてい

ることを確認することを目的とする会計監査委員会を設置する。

(会計監査委員会の構成)

第二十四条 会計監査委員会は、次号に掲げる学友会員のうち、中央委員会により委任された会計監査委員長が承認する委員で構成される。

- 一、中央事務局長を除く中央委員会の構成員
  - 二、中央委員会を構成する各団体による推薦を受けた者
- 2 会計監査委員長は、中央常任委員長が指名し、中央委員会が任命する。
- 3 会計監査委員長は、会計監査委員の中から必要に応じて副委員長を任命することができる。

(会計監査の対象)

第二十五条 会計監査委員会は、会計監査方針に則り、次の各号に掲げる事項について監査を行う。

- 一、領収書及びその他会計書類
- 二、その他中央委員会で必要と認められる事項

(会計監査委員会の権限)

第二十六条 会計監査委員会は、監査中会計書類の不備があれば適時勧告又は警告を行うことができる。

- 2 会計監査委員会は必要に応じて本会所属のいかなる団体にも関連資料の提出及び聴取を求めることができる。
- 3 団体は前項の提出及び聴取を拒むことはできない。

(会計監査の報告)

第二十七条 会計監査の結果は、これを財務部に報告しなければならない。

## 第六章 不正防止・罰則

(不正費消の防止)

第二十八条 金額に関わらず公金又は公の資産を不正に費消してはならない。

- 2 前項に違反したことが発見された場合は、会計責任者又は財務部は関係者に事情を聴取しなければならない。

(罰則)

第二十九条 前条の規定に違反したと認定された者及びその共同者の会計に関する一切の行為は、無効

とする。

(弁償)

第三十条 故意又は重大な過失により第二十八条の規定に違反して、本会に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(対応措置)

第三十一条 本規程に著しく反した場合、その他本会財務体制の運営を損なう行為を行った団体は、財務部又は中央委員会での判断をもって対応措置を決定することができる。公認団体は、所属課外本部又は財務部が警告を発し、改善が見られない場合、中央委員会の判断によって出金停止、予算取消し等措置を決定することができる。

## 第七章 附則

(生協伝票)

第三十二条 立命館生協店舗購買カードもしくはそれに準ずるもの（以下、「校費カード」という）は、特別に認められた団体が用いることができる。

2 校費カードの利用については、発行元及び管理責任者の指示に従わなければならない。

(細則)

第三十三条 この規程を実施するにあたって必要な細則は、別にこれを定める。

(改廃)

第三十四条 本規程の改廃は、中央委員会での承認を求める。

本規程は 1950 年 12 月公布し即日実施する。

2005 年改正

2008 年一部改正

2009 年度施行

2014 年度全部改正

2016 年度一部改正

2018 年度一部改正

2022 年度一部改正

2024 年度一部改正

## 立命館大学学友会会計規程細則

### 前文

本細則は、立命館大学学友会会計規程第三十三条に基づき、立命館大学学友会会計規程を実施するにあたり必要な規則を定める。

### 第一章 予算

#### (年間予算)

第一条 年間予算は次の各号に掲げる予算項目からなる。

一、一般予算

二、特別予算

2 年間予算は、三月末までに定める。

3 (削除)

#### (一般予算)

第二条 一般予算は、中央常任委員会、中央委員会を構成する団体（以下、「中央団体」という）及び公認団体の日常の活動に対して編成される。

#### (特別予算)

第三条 特別予算は、本会の諸活動において、当該事項の性質等から一般予算とは別に予算枠が必要なものに対して編成する。

#### (特別予算の項目)

第四条 特別予算は次の各号の予算項目からなる。

一、新歓特別予算

二、学園祭特別予算

三、運動特別予算

四、中央予備金

#### (新歓特別予算)

第五条 新歓特別予算は、新歓運動方針で定める新歓運動期間における本会の諸活動に対して編成する。

#### (削除)

2 新歓特別予算には予備金を設けることができる。この予備金は第十三条に定める出金基準を適用せず、その都度所轄委員会において出金の判断を行う。

3 新歓特別予算を所轄する委員会は、その管理責任を負う会計担当者を当該委員会内に設けなければならない。

(学園祭特別予算)

第六条 学園祭特別予算は、学園祭運動方針に定める学園祭運動期間内における本会の諸活動に対して編成する。(削除)

2 学園祭特別予算には予備金を設けることができる。この予備金は第十三条に定める出金基準を適用せず、その都度所轄委員会において出金の判断を行う。

3 学園祭特別予算を所轄する委員会は、その管理責任を負う会計担当者を当該委員会内に設けなければならない。

(運動特別予算)

第七条 運動特別予算は、情勢の変化などにより一般予算に編成されていない企画や、通常期に本会全体で行う企画に対して編成する。

(中央予備金)

第八条 中央予備金は、当該年度内に起こる不測の事態や予め予算編成することが困難なものに対する出金に備えて編成する。

2 中央予備金には第十三条に定める出金基準を適用せず、その都度会計責任者及び中央事務局財務部長(以下、「財務部長」という)において、関係する機関とのやりとりを踏まえて審議し、出金には中央委員会の承認を要する。

3 中央予備金出金にかかる中央委員会の承認は、事前に行われなければならない。やむを得ぬ事情により事後となった場合でも、支出後一箇月を超えることはできない。

## 第九条 削除

(特別予算の執行)

第十条 中央団体および公認団体が運動特別予算及び中央予備金を執行する際は、中央委員会において承認を要する。

2 前項に関わらず新歓特別予算及び学園祭特別予算を執行する際は、所轄委員会において承認を要する。

(特別予算充当の申請)

第十一条 特別予算充当の申請を中央委員会に行う中央団体は、当該中央委員会の一週間前までに中央事務局財務部(以下、「財務部」とする)に報告しなければならない。ただし、新歓特別予算及び学園祭特別予算は申請の方式について所轄委員会の責任において決定する。

2 中央団体及び課外団体が申請した特別予算をやむをえない事情により変更せざるを得ない場合は、その補正予算を前項に定める手続きによって、中央委員会または所轄委員会に申請することができる。

(特別予算の決算期限)

第十二条 特別予算を申請した企画を行った中央団体及び所轄委員会は、原則として財務部が指定する期日までに、その決算を財務部又は所属課外本部に提出しなければならない。期限内に提出できない場合は、その旨を財務部又は所属課外本部に報告しなければならない。

(特別予算の決算報告)

## 第十二条の二 削除

## 第二章 出金基準

(出金基準および費目の分類)

第十三条 一般予算及び特別予算の費目の分類及び出金基準は、学友会費項目別分類表及び学友会費出金基準により別途定める。ただし、中央予備金及び各特別予算の予備金における出金基準は別途定めるものとする。

2 学友会費項目別分類表及び学友会費出金基準は、会計責任者がこれを定める。

3 中央予備金の出金基準は、会計責任者がこれを定める。各特別予算の予備金における出金基準は、所轄委員会の会計担当者がこれを定め、会計責任者の合意を必要とする。

(出金基準外の出金)

第十四条 学友会費出金基準外の案件が発生した場合の出金の可否については、中央委員会において判断する。

(項目分類の判断)

第十五条 課外活動の特殊な事情によって項目分類の判断の必要性が発生した場合は、課外活動保障の観点から、その判断を会計責任者が行う。

## 第三章 決算

(年間決算)

第十六条 中央団体及び公認団体は、年間決算を次年度五月末日までに財務部に提出しなければならない。

2 年間決算の確認は会計監査委員会が行う。なお、不備がある場合、中央団体及び公認団体はこれを訂正しなければならない。

### 3 削除

(出金作業の定義)

第十七条 本細則で定める「出金作業」とは、本会内において出金依頼の不備訂正等をすべて完了し、



中央事務局が出金依頼を学生オフィスに提出するまでの作業を指す。

（学友会費の出金期限）

第十八条 学友会費は、一般予算及び特別予算を含めて、「立命館大学学友会と学校法人立命館との学友会 費財政処理業務にかかわる経理事務委託契約書」又はそれに準ずる大学と本会が締結した契約内容に則して、中央事務局と大学との間で設定された日をもって出金作業を終了することとする。

（出金作業に関する資料の保存）

第十八条の二 会計責任者は、請求書、領収書、入出金伝票、出金依頼その他の出金作業の際に作成した 会計関係書類を 5 年間保存する。

（一般予算の出金）

第十九条 中央団体及び公認団体は請求書及びそれに準ずる書類の提出等の決算の作成を行い、財務部に提出しなければならない。

（各特別予算の出金期限）

第二十条 特別予算の出金期限は、財務部の設定する期限を守らなければならない。なお、期限は「立命館大学学友会と学校法人立命館との学友会費財政処理業務にかかわる経理事務委託契約書」又はそれに準ずる大学と本会が締結した契約内容に即して設定する。

#### 第四章 附則

（方針）

第二十一条 本細則の執行あたり、財務部長は年度ごとに財政方針を定めなければならない。

（年間予算以外の出金について）

第二十二条 繰越金、凍結金その他の学友会会計規程及び本細則に記載のない予算区分の出金については、別途定める規程、細則又はガイドラインに準ずる。

（改廃）

第二十三条 本細則の改廃は、中央委員会の承認によって行うことができる。

2009 年 4 月 1 日より施行

2014 年全部改正

2017 年一部改正

2018 年一部改正

2022 年一部改正

